

平成 21 年 1 月 5 日

各 位

株式会社パイブドビッツ
代表取締役社長 佐谷 宣昭

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく定款一部変更の事項について

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」という。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に定める「みなし定款変更」に基づき当社定款の一部が次のとおり変更となっております。

定 款 規 定	変 更
(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)

なお、上記の「みなし定款変更」及び決済合理化法の施行とともに「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことから、定款規定の次の事項については無効な定めとなっております。

定 款 規 定	無 効 事 項
(株主名簿管理人) 第 10 条 3 . 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	(下線部無効)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。	(下線部無効)

以上